

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	二熊 優地
登録番号又は法人番号	18401870
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所名称	行政書士法人にくま総合法務事務所
事務所所在地	福岡県久留米市荒木町荒木486番地39
処分年月日	令和5年12月15日
処分内容（種類）	会員の権利停止1年（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）
上記処分をした理由	<p>二熊優地会員は、令和5年1月14日、建設業許可申請手続業務の依頼を受けたA社の元請け企業であるB社に、根拠のない「建設業許可基準適合証明書」という文書を行政書士名で作成し交付した。また、令和5年1月25日に、福岡県久留米県土整備事務所に提出した建設業許可申請書に虚偽の営業所写真を添付した。</p> <p>これらの行為は、行政書士法第10条に違反するとともに、本会会則第76条第1項に該当するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>福岡県行政書士会会則第76条第1項</p> <p>会長は、会員が、法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を得て、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。</p> <p>福岡県行政書士会会則第78条第1項第2号</p> <p>個人の会員に対する処分は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 1年以内の会員の権利停止</p>